

公募型プロポーザル方式での入札に係る公告について

2018年 11月 5日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦

次の要項のとおり、「総合医療情報システム更新業務」に係る公募型プロポーザル方式での入札を実施します。

募 集 要 項

1. 業務の名称

総合医療情報システム更新業務

2. 業務の目的

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「当院」という。）では、2013年10月に更新された電子カルテシステム、医事会計システム、各種部門システムから構成される総合医療情報システムが利用されている。このうち、複数のシステムについて、2019年度内に保守終息を迎えることが予定されていることから、総合医療情報システムの更新を実施することとする。総合医療情報システムは、「患者利便性支援」、「診療技術支援」、「経営管理支援」の3つの観点から院内業務の効率的な運用を実現するとともに、「地域医療支援」の観点から、単に施設内の情報化のみではなく、地域の中で当院が担う役割を十分に発揮していく必要がある。ついで、上記を実現するシステム更新を実施するため、広く提案を受ける公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

3. 履行場所

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3-6-1

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

4. 履行期間

2019年3月1日から2020年1月31日

5. 応募者の参加資格及び要件

書類提出時において、必要な資格は以下（1）から（6）をすべて満たす者とする。

- （1）横浜市の役務並びに物品調達に関する入札参加登録資格を得ている者であること。
- （2）入札日において現に横浜市の指名停止の処置がなされていない者であること。
- （3）過去5年以内に病床数500床以上の複数の病院において、電子カルテシステムを核とした医療情報システムの構築業務を受託した実績を有すること。
- （4）本業務の履行にあたり、電子カルテシステムは自社のパッケージシステムを提供できること。
- （5）上記（4）のパッケージシステムは、神奈川県済生会運営医療機関で稼働実績があること。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不平等な行ための防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- イ 暴力団（暴力団員による不平等な行ための防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
- エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

6. 公募要領の交付

次の通り「募集要項 兼 基本仕様書」を交付する。

(1) 交付期間

2018年11月5日（月）から2018年11月16日（金）の午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日は除く）。

(2) 交付場所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
事務部 医療情報課 情報システム室 鶴岡 哲弥
〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉 3-6-1
電話 045-576-3000 FAX045-576-3525
なお、郵送等での交付は行わない。

7. 公募型プロポーザル参加申請

企画提案に参加を希望する者は、次の通り申請すること。

(1) 提出期限

2018年11月16日（金）午後5時必着
（ただし、土日祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

(2) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書	様式 1	1
2	会社概要	様式 2	1
3	類似業務実績一覧	様式 3	1
4	秘密保持に係わる誓約書	様式 4	1
5	横浜市の入札参加資格確認申請者の納税確認（証明）書（写し）	指定なし	1

(3) 提出方法

提出期限内に提出先へ直接持参又は配達証明付書留郵便により提出すること。

(4) 提出場所

6. (2) 記載のとおり。

8. 質問及び回答

(1) 提出書類提出方法

プロポーザル参加者は、仕様書等に質問がある場合には、「様式 6 質問書」を電子メールにより提出すること。また、電子メール送信後、必ず電話で到着確認を行うこと。

なお、質問書以外の方法による質問には回答しない。

（提出期限：2018 年 11 月 23 日（木）午後 5 時まで）

(2) 提出先

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

事務部 医療情報課 情報システム室 鶴岡 哲弥

Eメールアドレス：joho@tobu.saiseikai.or.jp

(3) 質問書の回答

2018 年 11 月 30 日（金）を期限に随時、当院ホームページへ掲載する。

なお、回答は本仕様の追加修正とみなす。

9. 公募型プロポーザル参加許可

2018 年 11 月 9 日（金）に参加資格確認結果通知書を電子メールにて発送するとともに、参加資格確認結果通知書の原本を郵送にて送付する。

10. 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知書により、参加を認められた者は、次の書類を提出すること。
また、「(2) 電子媒体の作成について」に従い、電子媒体も提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	提案書	指定無し	1	10
2	機能要求仕様書兼選択式回答書	様式7	1	10
3	主担当予定者に関する調書	様式8	1	10
4	実施体制図	指定無し	1	10
5	見積書	様式9	1	—
6	見積金額内訳書	様式10	1	—
7	詳細見積書	指定無し	1	—

(2) 電子媒体の作成について

ア 電子媒体 (CD-R 又は DVD) にて2部提出すること。なお、紙媒体で提出した書類を全て含むこと。

イ Microsoft Office® を利用して参照できる形式、若しくは PDF 形式で提出すること。

ウ 電子媒体には、「社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院総合医療情報システム更新業務提出資料」と記載すること。

(3) 提出方法

原則、持参すること

(4) 提出場所

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号
社会福祉法人^{恩賜}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
事務部 医療情報課 情報システム室 鶴岡 哲弥
電話：045-576-3000

(5) 提出期限

2018年12月14日(金) 午後5時必着

(ただし、土日祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

1 1. 参加の辞退

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出後、参加を辞退する場合には、「様式 5 公募型プロポーザル参加辞退」に理由を記載の上、届出すること。

(1) 提出場所

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉 3 丁目 6 番 1 号
社会福祉法人^{思興}_{財団} 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
情報システム室 鶴岡 哲弥
電話：045-576-3000

1 2. 優先交渉権者の選定

プロポーザル参加資格を審査する参加資格確認申請書、提案書、見積書、機能要求仕様書兼選択式回答書について評価を行い、評価点が最も高いプロポーザル参加者を優先交渉権者とし、次に評価点が高いプロポーザル参加者を次点者とする。

評価点の最も高い提案を提出した者が 2 者以上ある場合は、提案要求仕様に対する回答の評価が高い者を優先交渉権者とする。

(1) 評価事項および失格事項

別途配布する「総合医療情報システム更新業務募集要項 兼 基本仕様書」の内容を参照すること。

1 3. ヒアリング審査の実施

プロポーザル参加者に対して、以下のとおりヒアリング審査を実施する。

ア 実施方法

プロポーザル参加者からのプレゼンテーションと質疑応答を実施する。

イ 実施日時及び場所

2018 年 12 月 27 日 (木) 12 時 30 分 ~ 17 時 30 分 当院 3 階 多目的ホール

ウ ヒアリング審査の順序

ヒアリング審査の順序については、プロポーザル参加者にくじを引かせ決定する。

エ 参加者

プレゼンテーションは、本業務を実際に行う予定の統括責任者又はプロジェクトマネージャが行うものとし、参加できる人数は 5 名以内とする。

オ 持ち時間

プレゼンテーションの時間は 45 分以内とし、その後の質疑応答 45 分の計 90 分とする。

カ 留意事項

プレゼンテーションで、パソコンを使用する場合は、プロポーザル参加者が用意すること。

なお、プロジェクターは当院のものを使用することができるが、使用する際は、事前に当院に確認を行うこと。

キ プレゼンテーションの内容と資料

提案書に沿った内容で、プレゼンテーションを行うこと。また、プレゼンテーションにおいて、追加資料は認めない。

ク 記録

ヒアリングは、当院で録音若しくは録画を行う場合がある。

ケ その他

審査に参加しない場合は失格とする。

1 4. 優先交渉権者の特定

評価委員会の選定結果を受け、審議の上、優先交渉権者及び次点者を特定する。

ア 優先交渉権者及び次点者に特定されたプロポーザル参加者にはその旨を書面にて通知する。

イ 優先交渉権者及び次点者に特定されなかったプロポーザル参加者にはその旨を書面にて通知する。

ウ 優先交渉権者に特定されなかったプロポーザル参加者は、通知した日の翌日より7営業日以内（休日を除く）に当院に説明を求めることができる。

1 5. 契約締結

(1) 選定した優先交渉権者を本業務の契約交渉の相手方として確定する。ただし、優先交渉権者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、総合評価点の次点者を契約交渉の相手方とする。

(2) 当院において、予算執行が認められない場合は、当契約について締結できない場合がある。

1 6. 問い合わせ先

社会福祉法人^思済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
事務部 医療情報課 情報システム室 鶴岡 哲弥
〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉三丁目6番1号
電話：045-576-3000 FAX：045-576-3525（代）
e-Mail：joho@tobu.saiseikai.or.jp

必ず電子メールで行うこと。

(様式 1)

公募型プロポーザル参加資格確認申請書

年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

担当者
電話番号
FAX番号
メールアドレス

資格通知、選定結果、その他の連絡は、こちらに記載いただいたメールアドレスに送信されます。

2018年11月5日付けで公告のあった次の公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

1. 業務名

総合医療情報システム更新業務委託

2. 添付資料

- ・ 会社概要 (様式 2)
- ・ 類似業務受託実績一覧 (様式 3)
- ・ 秘密保持に関する誓約書 (様式 4)
- ・ 横浜市の入札参加資格確認申請者の納税確認 (証明) 書 (写し)

以上

(様式 2)

会社概要

年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

標記の件につきまして、下記の内容に相違ないことを証明いたします。

商号又は名称	
代表者氏名	
設立年月日	
事業内容	
資本金	千円
直近2年間の自己資本比率	直前期： % (年 月期)
	前々期： % (年 月期)
従業員数	
本社所在地	
本業務を管轄する 支店・事業所等 (本社の場合は記載不要)	名 称：
	所在地：

(様式3)

類似業務受託実績一覧

年 月 日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

標記の件につきまして、下記の内容に相違ないことを証明いたします。

1. 500床以上の医療機関における、電子カルテシステムを核とした医療情報システムの構築業務

No.	医療機関の概要		業務の概要				
	医療機関名称	病床数	既存システムの区分・概要等		導入した新規システムの区分・概要等		稼働時期
例	〇〇〇〇病院	500床／一般	電子カルテシステム	〇〇〇〇〇〇〇〇社製	電子カルテシステム	製品名	H28.10
1							
2							
3							
4							
5							

(様式 4)

秘密保持に関する誓約書

年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦 様

住所 (所在地)
氏名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

_____ (以下「当社」という。)は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院の総合医療情報システム更新業務委託の公募型プロポーザル参加
の検討 (以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される秘密情報
(以下「秘密情報」)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(秘密情報の定義)

第1条 本件秘密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開
示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限り
ではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(秘密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が秘密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙
示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、秘密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求
その他一切の異議を申し立てないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第4条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても秘密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の対策を講じます。

(秘密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、秘密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 秘密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき秘密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監査する官公署又は団体からその監督の目的のために秘密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた秘密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と関係のある第三者と接触しないものとします。

(秘密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の秘密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上